○山梨県警察緊急配備等に関する訓令

平成3年8月23日 本部訓令第18号 改正 平成4年7月本部訓令第12号 平成6年10月本部訓令第19号 平成23年4月本部訓令第8号 平成24年3月本部訓令第1号 令和3年3月本部訓令第3号 令和5年3月本部訓令第1号 令和5年7月本部訓令第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。)及び広域緊急配備要綱(令和4年4月1日付け、警察庁乙生発第9号、乙刑発第9号、乙交発第9号、乙備発第7号、乙サ発第5号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、山梨県警察における緊急配備及び重点警戒に関して必要な事項を定め、もって効率的運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

(1) 緊急配備

重要若しくは特異な事件の発生又は重要若しくは特異な事件の被疑者の立ち回りを認知し、又はこれらの手配の依頼を受けた際に、当該被疑者の早期検挙及び捜査資料を確保するため、警察力を緊急に動員して行う検問、監視、張り込み、検索等の活動をいう。

(2) 重点警戒

緊急配備を発令することができる事件(以下「緊急配備対象事件」という。)に準ずる事件が発生した際に、必要な警察官を動員して行う検問、検索その他の検挙、発見活動をいう。

(3) 緊急配備計画

県下又は警察署若しくは交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)の 管轄区域内の道路網、交通流、鉄道、逃走予想箇所等の現状を調査し、緊急配備種別 に応じた配備箇所、配備人員、検索人員等の配備網を確立するための基本計画をいう。

(4) 緊急配備実施計画

配備員の配置箇所、任務分担、使用車両、通信手段等、迅速かつ効果的な緊急配備 を実施するための、具体的実施計画をいう。

(緊急配備対象事件)

- 第3条 緊急配備対象事件は、県内緊急配備対象事件、広域緊急配備対象事件及び広域協定配備対象事件とする。
- 2 県内緊急配備対象事件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 殺人、強盗、不同意性交等、放火等の凶悪事件
 - (2) 鉄砲、刀剣類又は火薬類を使用した特異事件
 - (3) 組織的又は集団的暴力事件
 - (4) 誘拐、人質事件
 - (5) 広域、重要又は特異な窃盗、恐喝等の事件
 - (6) 重要又は特異なひき逃げ事件
 - (7) 社会的又は国際的反響の大きい事件
 - (8) その他緊急の措置を必要とする事件
- 3 広域緊急配備対象事件は、前項第1号から第6号に掲げる事件のうち重要なもの及び 前項第7号に掲げる事件のうち特異なものとする。
- 4 広域協定配備対象事件は、次に掲げるもので、広域緊急配備対象事件に至らないものとする。
 - (1) 殺人、強盗、不同意性交等、放火等凶悪な事件
 - (2) 恐喝事件のうち、発生が連続していると認められるなど特異なもの
 - (3) 不同意わいせつ事件のうち、凶器を使用し、若しくは傷害を負わせるなど粗暴なもの又は被害者が年少者であるもの
 - (4) ひき逃げ事件
 - (5) 不審火(不自然な状態で発火し、放火か否か直ちに判断することが困難なものをいう。)のうち、発生が連続していると認められるもの

- (6) 窃盗事件のうち、発生が連続していると認められるもの、被害者が老人等社会的弱者であるもの又は被害品が銃器、火薬類、毒物、劇物、放射性物質等特異なもの
- (7) 指名手配被疑者の立ち回り及び逃走に係るもの
- (8) その他特に緊急の措置を必要とする事件

(緊急配備の種別)

- 第4条 緊急配備の種別は、次に掲げるものとする。
 - (1) 県内緊急配備
 - ア 全体配備

県下全域において行う配備

イ キロ圏配備

事件発生地点等を中心に指定する地域において、必要な配備員を動員して行う配 備

(2) 広域緊急配備

要綱に定めるところにより、他の都県警察に依頼し、又は他の都県警察から依頼を受けて行う緊急配備

ア 広域全体配備

県下全域において最大の配備員を動員して行う配備

イ 広域要点配備

県下全域の主要幹線道路の要点、駅その他の重要地点において行う配備

ウ 広域外周配備

広域緊急配備対象事件の被疑者の立回りが認知された地域を管轄する都道府県 警察(以下「立回り先県警察」という。)の管轄区域に隣接した地域の外周にある 道路の要点その他の重要地点において行う配備

工 広域隣接配備

立回り先県警察の管轄区域に隣接した地域にある道路の要点その他の重要地点において行う配備

才 広域隣接警察署配備

広域緊急配備対象事件の発生等を認知した警察署の管轄区域に隣接した地域を 管轄する警察署において、最大の配備員を動員して行う配備

カ 広域高速道路配備

高速自動車国道等の重要地点において行う配備

(3) 広域協定配備

山梨県警察と警視庁、神奈川県警察、埼玉県警察、長野県警察又は静岡県警察(以下「協定締結県」という。)との間の広域緊急配備等に関する協定(以下「協定」という。)に定めるところにより、協定締結県に依頼し、又は協定締結県から依頼されて行う配備

第2章 緊急配備計画

(緊急配備計画)

第5条 生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)は、配備種別ごとの緊急配備 計画(様式第1号、様式第2号)を策定し、警察本部長(以下「本部長」という。)に 報告しなければならない。

(緊急配備実施計画)

- 第6条 警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長(以下「署長等」という。)は、緊急 配備計画に基づき次に掲げる事項について具体的な実施計画を策定しなければならな い。
 - (1) 配備種別ごとの配置箇所及び配置要領
 - (2) 配備員の任務分担及び活動要領
 - (3) 無線自動車、車両の運用方法及び通信手段の確保
 - (4) 配備員の招集、業務分担系統表
 - (5) 装備資器材の活用要領
 - (6) その他必要事項

(緊急配備計画等の整備)

第7条 地域課長及び署長等は、緊急配備計画又は緊急配備実施計画(以下「緊急配備計画等」という。)が道路交通等の現状に適合するか否か常に検討し、必要と認めるときは、補正するものとする。

(計画策定上の留意事項)

- 第8条 緊急配備計画等の策定及び補正に当たっては、次に掲げる事項に留意し、配備体制に間隙を生じないようにしなければならない。
 - (1) 管内の交通実態その他情勢の変化に即応したものとすること。
 - (2) 配備箇所は、犯人の逃走経路を遮断することができる主要橋梁、交差点、踏切、駅、

インターチェンジ等を選定するものとする。ただし、同一路線上の重複をさけるため、 特に隣接警察署との間で協議すること。

- (3) 張り込み密行及び検索班の編成は1組2名以上とし、主要道路における検問は原則として5名以上の配備員を充てること。
- (4) 配備箇所については、原則として巡査部長以上の階級にある警察官を指揮者として 配置すること。
- (5) 配備員を確保するため、待機制度の効果的な運用を図ること。

第3章 緊急配備の実施

(緊急配備の発令者)

- 第9条 緊急配備の発令者(以下「発令者」という。)は、地域課長とする。
- 2 地域課長不在のときは、通信指令官が当該地域課長の職務を代行するものとする。 (緊急配備実施担当者)
- 第10条 緊急配備実施担当者(以下「実施担当者」という。)は、警察本部にあっては関係所属の次席又は副隊長とし、警察署にあっては地域担当課長とする。

(実施担当者の責務)

- 第11条 実施担当者の責務は次のとおりとする。
 - (1) 緊急配備の発令に際し、適切な総括指揮に努めること。
 - (2) 緊急配備計画及び緊急配備実施計画が現状に適合するよう補正に意を用いること。
 - (3) 緊急配備関係法令の熟知及び研究並びに所属職員への周知及び教養に努めること。
 - (4) 装備資器材の点検整備及び器材の研究開発に努めること。
 - (5) 警察署通信室の保守点検に努めること。

(緊急配備又は準備体制の発令)

第12条 発令者は、緊急配備対象事件の発生を認知したときは、事件の態様、逃走手段、 逃走方向、地理的条件、時間経過等を総合的に判断し、緊急配備の種別及び範囲を指定 し、準備体制又は緊急配備の発令をしなければならない。ただし、身代金目的誘拐事件 等捜査上支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該事件を主管する課長(以下「事 件主管課長」という。)と協議し、措置するものとする。

(地域課長の措置)

第13条 地域課長は、緊急配備を発令したときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 事件の概要及び緊急配備の状況を直ちに生活安全部長に報告するとともに、事件主管課長に通報すること。
- (2) 無線通信を統制するほか、無線自動車等を一時的に統括して総合的に運用するとともに、状況に応じて具体的な任務を付与すること。
- (3) 事件現場等の警察官との連絡を密にして、緊急配備に必要な情報を積極的に収集し、 配備員に通報するとともに、状況により警察航空機、警察用船舶等の出動を要請する こと。
- (4) その他緊急配備に必要な措置をとること。
- 2 地域課長は、事件の態様、犯人の逃走状況、時間の経過等の捜査情報に基づき、検問の場所、検索の区域等を追加し、又は変更するなど緊急配備の弾力的な運用に努めなければならない。

(実施担当者の措置)

- 第14条 実施担当者は、緊急配備が発令されたときは、所属長の指揮を受け、直ちに次に 掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 配備員の招集及び配置
 - (2) 配備完了状況の報告及び連絡
 - (3) 配備に必要な事項の報告と配備員への通報手配
 - (4) 安全かつ効率的配備の指導及び監督
 - (5) その他必要な初動措置

(事件主管課長の措置)

- 第15条 事件主管課長は、緊急配備が発令されたときは、必要により所属の警部補以上の階級にある警察官を生活安全部地域課通信指令室へ派遣するものとする。
- 2 事件主管課長は、県内緊急配備を依頼する必要があると認めるときは、地域課長に発令を要請するものとする。
- 3 事件主管課長は、緊急配備の実施に必要な情報を入手した場合は、地域課長に通報するものとする。

(機動捜査隊長等の措置)

- 第16条 機動捜査隊長、鉄道警察隊長及び交通部交通機動隊長は、緊急配備が発令された ときは、必要により次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 機動捜査隊長は、部下職員に対し、事件現場における初動捜査並びに現場及び現場

周辺の聞込み、密行、検索等を行わせること。

- (2) 鉄道警察隊長は、部下職員を主要駅等に配備し、重点的な警戒に当たらせること。
- (3) 交通機動隊長は、所属の隊員を指定された箇所に配備するほか、現場周辺、逃走方 向等の重点的な警戒に当たらせること。

(車両検問表の作成)

第17条 配備員は、車両検問を行った時は、緊急配備車両検問表(様式第3号)を作成しなければならない。ただし、交通量が多く車両検問表の作成が困難な場合は、必要事項を録音することにより、車両検問表に代えることができる。

(緊急配備又は準備体制の解除)

- 第18条 発令者は、次に掲げる事項に該当した場合は、発生地署長等と協議の上、緊急配備又は準備体制を解除しなければならない。
 - (1) 被疑者を検挙したとき。
 - (2) 緊急配備対象事件に該当しないことが判明したとき。
 - (3) 緊急配備実施後、相当時間が経過し、更に継続しても効果がないと認めるとき。 (緊急配備の実施結果報告)
- 第19条 地域課長及び署長等は、緊急配備の実施結果を緊急配備実施結果表(様式第4号は地域課長、様式第5号は警察署長、様式第6号は高速隊長)により速やかに本部長に報告するものとする。

第4章 広域緊急配備の実施、解除等

(広域緊急配備の依頼)

- 第20条 地域課長は、広域緊急配備対象事件の被疑者が、他の都県警察の管轄区域内に逃走し、又は逃走するおそれがあり、かつ、緊急配備の手配効果があると認めるときは、当該都県警察に対し広域緊急配備を依頼するものとする。この場合において、広域全体配備を依頼しようとするときは、緊急を要するときを除き、関東管区警察局(以下「管区警察局」という。)を通じ、事前に警察庁と協議するものとする。
- 2 地域課長は、広域緊急配備を依頼しようとするときは、広域緊急配備の種別を指定し、 犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第4 条に規定する緊急事件手配書により行うものとする。この場合において、配備が不必要 と認められる地域を除外し、又は必要により2種以上の広域緊急配備の種別を指定して 依頼することができるものとする。

3 地域課長は、広域緊急配備を依頼しようとするときは、実施県警察の通信指令業務を 主管する所属の長に対して行うものとする。この場合において、広域高速道路配備を依 頼するときは、当該高速道路を担当する管区警察局の高速道路管理官を経由して行うも のとする。

(管区警察局への報告手配)

第21条 地域課長は、広域緊急配備を依頼したときは、広域緊急配備実施報告(様式第7号)により管区警察局に報告するものとする。

(広域緊急配備の実施)

- 第22条 地域課長は、広域緊急配備の依頼を受けたときは、直ちに指定された広域緊急配備を発令するものとする。ただし、広域緊急配備対象事件を認知した都県警察(以下「認知県警察」という。)と協議の上、配備箇所、活動方法等を変更することができるものとする。
- 2 地域課長は、広域緊急配備の配置を完了したときは、速やかに認知県警察に配置完了の時刻を通報するものとする。
- 3 地域課長及び事件主管課長は、広域緊急配備を実施した事件に関する情報を入手したときは、速やかに認知県警察に通報するものとする。

(広域緊急配備の解除)

- 第23条 地域課長は、被疑者の逮捕その他の理由により、広域緊急配備を解除する必要を 認めるときは、速やかに緊急配備依頼先都県警察(以下「実施県警察」という。)に対 して解除の通報をしなければならない。この場合において、被疑者の逮捕以外の理由に より広域全体配備を解除しようとするときは、管区警察局を通じ事前に警察庁と協議す るものとする。
- 2 広域緊急配備を解除する場合における実施県警察への通報は第20条第3項、管区警察 局への報告は第21条の規定を準用するものとする。

第5章 広域協定配備の実施、解除等

(広域協定配備)

- 第24条 地域課長は、広域協定配備対象事件の発生を認知したときは、協定に定める要件 に従い、協定締結県に対し広域協定配備を依頼するものとする。
- 2 地域課長は、広域協定配備の依頼を受けたときは、直ちに指定された広域協定配備を発令するものとする。ただし、必要により認知県警察と協議の上、配置箇所、活動方法

等を変更できるものとする。

第6章 重点警戒

(重点警戒の発令)

- 第25条 地域課長は、緊急配備対象事件に準ずる事件を認知し、必要があると認めるとき 又は協定に基づく警戒活動の依頼を受けたときは、警察署等を指定して重点警戒を発令 するものとする。
- 2 地域課長は、重点警戒を発令した場合において、必要があると認めるときは、協定締結県に対し、協定に基づく警戒活動を依頼することができるものとする。
- 3 署長等は、重点警戒を実施する必要があると認めるとき又は協定締結県に対し、協定 に基づく警戒活動を依頼する必要があると認めるときは、地域課長に対し、当該重点警 戒の発令又は依頼を要請することができるものとする。

(実施担当者等の措置)

- 第26条 実施担当者は、重点警戒の発令を受けたときは、所属長の指揮を受け、配備員、 配備場所、活動方法等を指定し、事件に応じた検問、検索その他の検挙、発見活動を実 施するものとする。
- 2 地域課長は、事件の発生場所、態様、被疑者の逃走方向等に応じて、無線自動車の運用、配備箇所、配備員の増減変更等を指示するものとする。

(重点警戒の解除)

第27条 地域課長は、重点警戒の必要がなくなったときは、速やかに解除するものとする。 第7章 緊急配備及び重点警戒実施上の留意事項

(現場先着者の措置)

第28条 事件現場に先着した警察官は、直ちに負傷者の救護、犯人の逮捕、現場保存等の 措置をとるほか、被害者、目撃者その他の参考人等から迅速に事情を聴取し、現場の状 況その他緊急配備等の実施に必要な事項を地域課長に速報しなければならない。

(配備上の留意事項)

- 第29条 配備員は、緊急配備及び重点警戒に当たり次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 任務及び手配事項を積極的かつ正確に把握するとともに必要な装備資器材を携行し、活用を図ること。
 - (2) 配備箇所に臨場途中においても、手配被疑者及び手配車両の発見に努めること。
 - (3) 不審者を発見したときは、逃走又は受傷事故に留意し、徹底した職務質問を行い、

犯人の捕捉に努めること。

- (4) 配備を完了した場合は、配備箇所、配備人員及び配備時刻を発令者及び実施担当者 に報告すること。
- (5) 配備中に受理した追加手配、捜査情報等は、直ちに他の配備員に対し徹底すること。
- (6) 車両等を停止させるに当たっては、装備資器材を効果的に活用し、適切な合図、誘導を行うなど、危険防止に細心の注意を払うこと。
- (7) 配備員の服装は、原則として制服とし、密行、検索、駅頭張込等必要な場合は私服とする。

第8章 関係機関に対する協力要請

(関係機関に対する協力要請)

- 第30条 発令者又は実施担当者は、犯人の逃走状況等により必要と認めたときは、次の機関等に通報し、捜査の協力を求めるものとする。
 - (1) 機械警備業者、消防団及び各種防犯関係団体
 - (2) タクシー、レンタカー、道路公団、給油所及び駐車場業者等の交通関係業者及び団体
 - (3) 旅館、モーテル、道の駅その他の宿泊施設
 - (4) 管内の各種放送施設
 - (5) その他必要と認める機関、業者等 第9章 身柄の措置等

(身柄の措置)

- 第31条 県内緊急配備及び重点警戒を実施中に当該緊急配備対象事件等の被疑者を逮捕 したときは、原則として当該被疑者の身柄を事件発生署に引き渡すものとする。ただし、 被疑者が指名手配されている者であるときは、規範第41条及び規則第8条の規定により 措置するものとする。
- 2 広域緊急配備及び広域協定配備を実施中に当該緊急配備対象事件の被疑者を逮捕したときは、原則として当該被疑者の身柄を事件発生地を管轄する都県警察に引き渡すものとする。ただし、当該被疑者が指名手配されている者であるときは、前項ただし書及び「警視庁、関東管区内各警察との捜査共助に関する申し合わせ(昭和47年5月26日)」の規定により措置するものとする。

第10章 教養訓練

(教養訓練)

- 第32条 地域課長及び署長等は、緊急配備を効果的に運用するため、毎年1回以上総合的な緊急配備訓練を実施するものとする。
- 2 他都県警察の管轄区域に隣接する警察署の署長等は、毎年1回以上隣接都県の警察署 と緊急配備に関する協議を行い、又合同による広域緊急配備訓練を実施するなど相互の 緊密な連絡を図るものとする。

附則

- 1 この訓令は、平成3年9月1日から施行する。
- 2 山梨県警察緊急配備規程(昭和57年山梨県警察本部訓令第6号)は、廃止する。附 則(平成4年7月27日本部訓令第12号抄)
- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月14日本部訓令第19号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日本部訓令第8号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月15日本部訓令第3号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 附 則(令和5年3月3日本部訓令第1号)
 - この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月13日本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月1日本部訓令第2号)

この訓令中第2条、第5条、第7条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定は令

和6年3月15日から、第19条の規定は同年3月22日から、第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は同年4月1日から施行する。

様式略